和歌山県景観ガイドライン

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

文化財的価値を持つ高野参詣道（黒河道）

高野参詣道（黒河道）と一体となり
文化的景観としての価値を持つ眺望景観

世界遺産と一体的に高野参詣道（黒河道）
を形成する文化的景観

文化的景観としての価値を持つ眺望景観

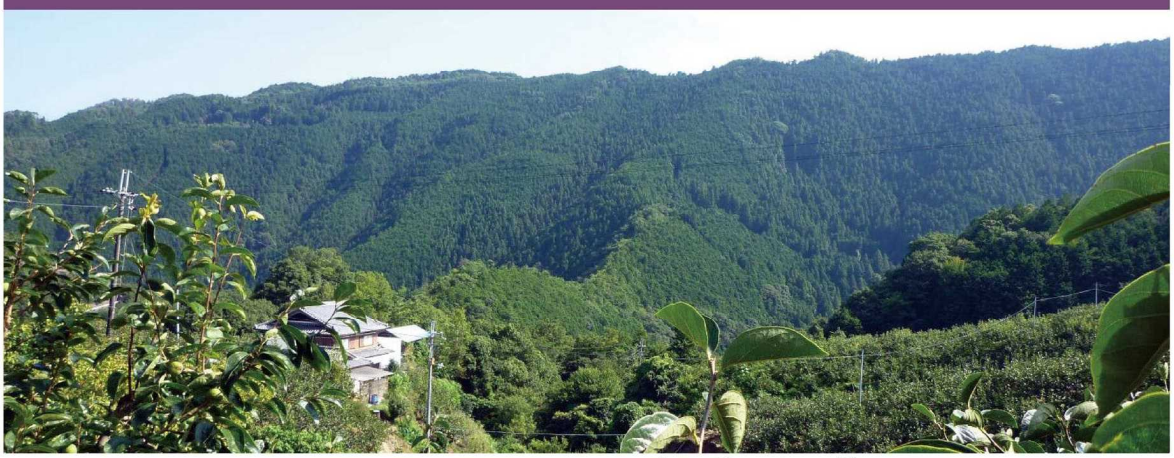

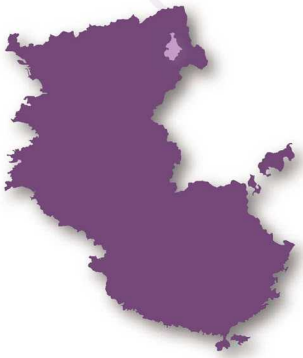

和 歌 山 県

目　次

第１章　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の指定 1

１　和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み. 1
２　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域. 2
３　良好な景観の形成に関する方針（高野参詣道（黒河道）） 2

第２章　良好な景観づくりの手法 5

１　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の景観形成基準の解説. 5
（１）共通事項 8
（２）建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更. 11
（３）開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更. 17
（４）土石の採取又は鉱物の掘採. 19
（５）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積. 21
（６）水面の埋め立て 23

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 . . . 24

１　届出対象行為 24
２　行為の制限の基準 25

第１章　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の指定

１　和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

平成 16 年 6 月に景観法（平成 16 年法律第 110 号）が制定され、景観規制誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意されました。

また、本県では、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全・活用が必要となっています。

このような情勢を踏まえ、平成 20 年 4 月に和歌山県の景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、平成 20 年度には景観法に基づく県下全域（景観行政団体である市町村の区域を除く）を対象とした和歌山県景観計画を策定、施行し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。その中で、平成 21 年に熊野参詣道（中辺路）を、平成 23 年に高野山町石道周辺を、平成 25 年に熊野参詣道（大辺路）を、平成 27 年に熊野川周辺をそれぞれ特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施してきました。

また、平成 28 年 10 月の世界遺産追加登録を受け、平成 30 年に串本町内の「新田平見道」や那智勝浦町内の「清水峠」「二河峠」などを対象に熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大し、令和元年にかつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を対象に高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大しその名称を高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域に変更し、また令和 2 年に橋本市及び九度山町内の「高野参詣道 黒河道」を対象に、高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域に指定しました。

■和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

年	取り組み
平成 16 年	景観法の制定（国）
平成 16 年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成 20 年	和歌山県景観条例、和歌山県景観計画を策定
平成 21 年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（中辺路）」を指定
平成 23 年	特定景観形成地域に「高野山町石道周辺」を指定
平成 25 年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（大辺路）」を指定
平成 27 年	特定景観形成地域に「熊野川周辺」を指定
平成 28 年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成 30 年	熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大し、その名称を高野参詣道（町石道）特定景観形成地域に変更
令和 2 年	特定景観形成地域に「高野参詣道（黒河道）」を指定

２　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

高野参詣道（黒河道）は、江戸時代に交通の要衝であった橋本から高野山へと向かう最短経路であるが、標高 1,000mを超える楊柳山など、非常に高低差の激しい緑深い自然に囲まれた経路である。

また、沿道には高野山への参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶堂跡が残るなど、高野山と密接な関係性を持ち、1594 年には豊臣秀吉が馬で駆け下りたとも伝えられている。

また、高野参詣道（黒河道）に並行し、高野山への物資運搬等に利用されたルートも存在し、現在、高野山に向かうアクセスルートとなっている。

このため、高野参詣道（黒河道）及びアクセスルートからの可視領域を基本とする区域を「高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。

３　良好な景観の形成に関する方針（高野参詣道（黒河道））

①文化財的価値を持つ高野参詣道（黒河道）を保全する

～山道に残る史跡、沿道の山林の景観～

・山道に残る史跡、沿道の山林など、永きにわたって高野山への参詣道として往来のあった文化財的価値を持つ高野参詣道（黒河道）の景観を保全する。

②文化的景観としての価値を持つ高野参詣道（黒河道）からの眺望景観を保全する

～高野参詣道（黒河道）から望む景観～

・高野参詣道（黒河道）からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインを保全する。

・林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全する。

・眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全する。

③世界遺産の「黒河道」を結びまた高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい歩行者動線沿道の良好な景観形成を図る

～世界遺産を結ぶまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線の景観～

＜世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の景観＞

・世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道において、世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう保全する。

＜高野山へといざなうアクセスルートとしての歩行者動線沿道の景観＞

・高野山に通じるアクセスルートとして、地域の景観の価値を損なわないよう保全する。

■景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図

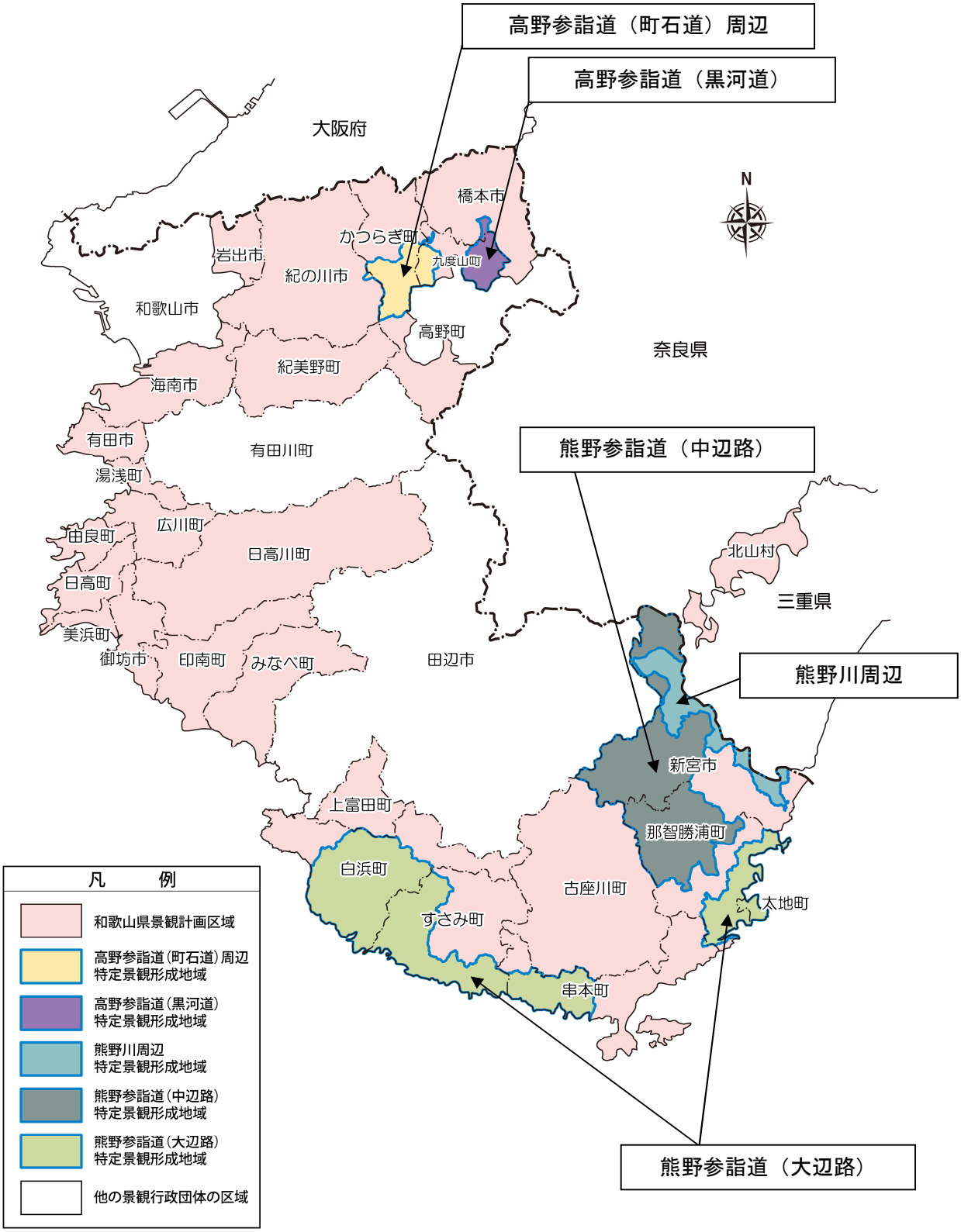

■高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

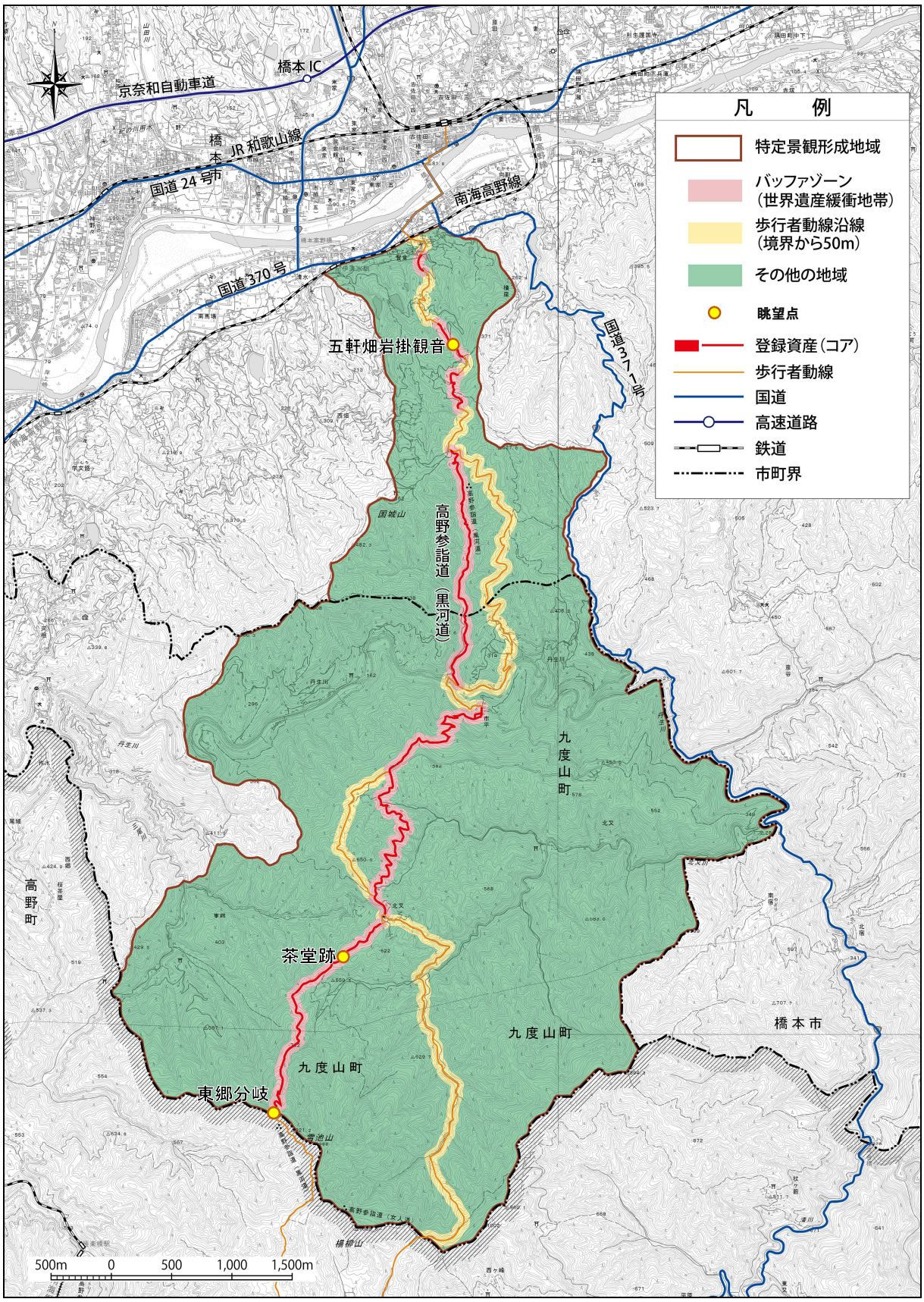

第２章　良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域において定められた景観形成基準の内容について、詳細に説明します。

１　高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の景観形成基準の解説

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれの項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
（１）共通事項	
（２）建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	Ａ 位置・規模 Ｂ 形態・意匠 Ｃ 色彩 Ｄ 素材 Ｅ 緑化 Ｆ その他
（３）開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	Ａ 位置・規模 Ｂ 緑化
（４）土石の採取又は鉱物の掘採	Ａ 位置・規模 Ｂ 緑化
（５）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	Ａ 位置・規模 Ｂ 方法 Ｃ その他
（６）水面の埋立て	位置・規模

【コラム：高野参詣道（黒河道）における景観特性の読み解き】

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の景観特性の読み解き方について解説します。

■景観特性を 4 つに分類

高野参詣道（黒河道）における景観特性を把握するにあたって、景観を見る場所（眺望点）、見る主体（人）、見る対象（距離）の関係から、3 つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理しました。

見る場所（眺望点）	見る主体（人）	見る対象（距離）
黒河道（世界遺産）から	県民・来訪者が見る	近景
		中景・遠景
歩行者動線から		近景・中景・遠景

①黒河道（世界遺産）の景観

・黒河道の景観
（世界遺産のコア・
バッファゾーン）

▼

●文化財的価値を持つ世界遺産の景観

②黒河道（世界遺産）から望む景観

・黒河道の眺望点から見える景観

▼

●文化的景観として価値を持つ眺望景観

③歩行者動線沿道の景観

・世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の景観
・高野山へのアクセスルートとしての沿道景観

▼

●文化的景観として価値を持つ沿道景観
●地域の景観の価値の保全

【コラム：景観特性の詳細調査】

景観の特性を分類した上で、その景観の特性や課題等を調査等で詳細に把握し、「守るべきもの」を明らかにしていきました。

①眺望点等から見える範囲（可視領域）の分析

高野参詣道（黒河道）と歩行者動線からの眺望を把握しました。

●眺望点等から見える範囲（可視領域）

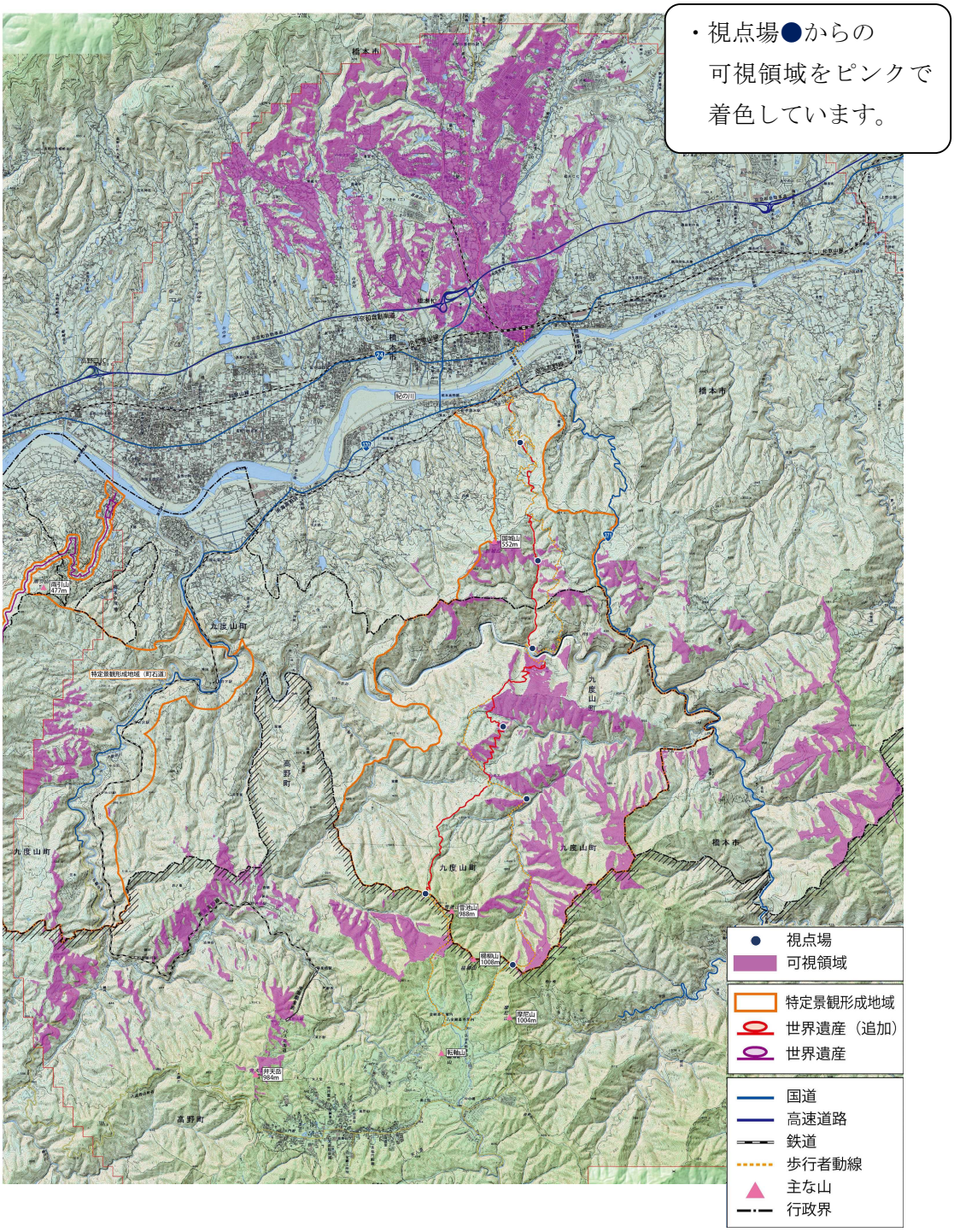

（１）共通事項

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○高野参詣道（黒河道）の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること

〈基準のねらい〉

高野参詣道（黒河道）のバッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）は、コアゾーン（登録資産）として指定されている高野参詣道（黒河道）の沿道と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、高野参詣道（黒河道）そのものとあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承していく必要があります。

登録資産と一体となった景観

〈具体的な配慮の内容〉

・バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）では、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な行為に限るなど必要最小限にとどめます。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域を結ぶ歩行者動線沿道は、世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しています。

歩行者動線の区間は、主に山間部や谷間の林間を通り、世界遺産登録区域と同様に自然豊かな古道の景観を形成しており、一部に高野参詣道（黒河道）と並行した歩行者動線も見られ、道標等の歴史的な資源が点在します。

これらの歩行者動線は、地区内の居住者のほか、高野参詣道（黒河道）を訪れる来訪客の多くが利用しており、古道の散策ルートとして重要な役割を果たしているため、沿線の建築物等により、古道を含めた地域の景観の価値が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。

また、地域の特性や魅力は、地域における人々の生活や活動、資源の活用、特徴的な風景等が相まって生み出されるものであることから、地域の活動や資源などに配慮した総合的な景観づくりが必要です。

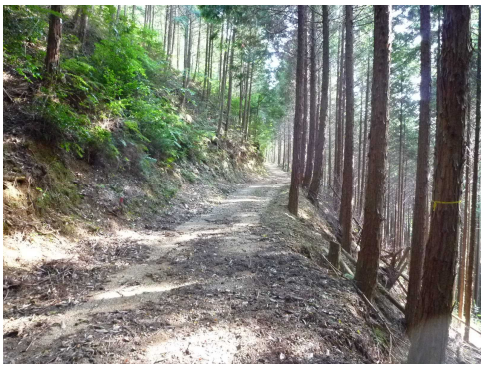

高野参詣道（黒河道）の散策ルートとしての景観

〈具体的な配慮の内容〉

・沿線に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

■その他の地域

○高野参詣道（黒河道）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること
○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景である文化的景観が評価されていることが大きな特徴です。また、古道は自然崇拝の地として神秘性を保っており、周囲の自然の景観と一体となってこそ価値を持つものです。そのため、高野参詣道（黒河道）だけではなく、眺望できる範囲を含めた一体的な景観を保全していく必要があります。

五軒畑岩掛観音からの眺望景観

歩行者動線からの景観

〈具体的な配慮の内容〉

・行為を行う際は、世界遺産区域や歩行者動線から眺望できる範囲の景観について事前にチェックを行うとともに、眺望を妨げることのないよう位置・規模や形態・意匠等に配慮します。

（２）建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

Ａ　位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

（周辺景観への配慮）
〇高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、景観上大きな影響を及ぼす高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超える規模の行為は行わないこととしています。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な位置・規模とするようにして下さい。

バッファゾーンの景観

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

（景観構成要素への配慮）
〇石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること

〈基準のねらい〉

歩行者動線の一部に見られる集落は、果樹園等の緑に包まれた田園景観となっており、家屋も田園景観と調和しており、集落の一体感を演出しうるおいや安らぎを感じさせてくれます。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、自然景観との調和を図る必要があります。

集落内の石垣、庭木など

（歩行者動線沿道からの眺望への配慮）
〇世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道には、樹林に囲まれた林道が大部分を占めていますが、一部に青渕集落などが形成されています。

道路沿道の近景に圧迫感のある建築物等が設置された場合は、背景の山なみへの眺望を妨げることとなるので、背景となる山なみを著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。

集落と一体となった景観

■その他の地域

（眺望への配慮）
〇高野参詣道（黒河道）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域や歩行者動線からは、果樹園等の田園景観や山々のスカイラインを望むこともできます。

この景観を保全するために、外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない位置・規模とする必要があります。

果樹園周辺の歩行者動線からの景観

樹林に囲まれた歩行者動線からの景観

Ｂ　形態・意匠

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

〇周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に高野参詣道（黒河道）に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（周辺との関係を無視した突出した形態・意匠を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な形態・意匠とするようにして下さい。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道から見た時に、既存の建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

歩行者動線沿道は平屋・２階建ての低層の家屋が中心であり、歩行者動線から見た時に極端に目立つ建築物等はほとんどありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。

歩行者動線沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーン、歩行者動線以外で行為を行う際も、その行為地が世界遺産区域、歩行者動線から見えるかどうかについてチェックが必要です。視界に入る場合には、その行為が目立つことが無いよう、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすることが必要です。

世界遺産区域、歩行者動線からの景観

Ｃ　色彩

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に世界遺産区域沿道に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（過度な色彩を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0.1Ｒ～2.5Ｙ	6 以下
上記以外	4 以下（無彩色含む）

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道に立地する建築物等は、大半が民家や生活のための施設となっています。

周辺の自然景観と既存の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くことになります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。

歩行者動線沿道は落ち着いた色彩の建築物が中心

■その他の地域

・追加基準なし

【コラム：色彩のルール】

色彩は、赤や青など色名で表現されるのが一般的ですが、個人の感覚によって、同じ赤や青でも思い浮かべる色彩は様々です。

そのため、色彩を正確に表現する尺度として「マンセル表示系」が広く使われ、全ての色彩を色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の「色の三属性」を用いて数値で表すことができます。

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の内、歩行者動線沿道については、周辺との調和の観点から、色相 0.1R～2.5Y は彩度 6 以下、その以外の色相は彩度 4 以下の範囲（図中の赤破線内）の色彩を基調として建築行為を行うように配慮を求めるものです。

●マンセル表示系（明度を除く）

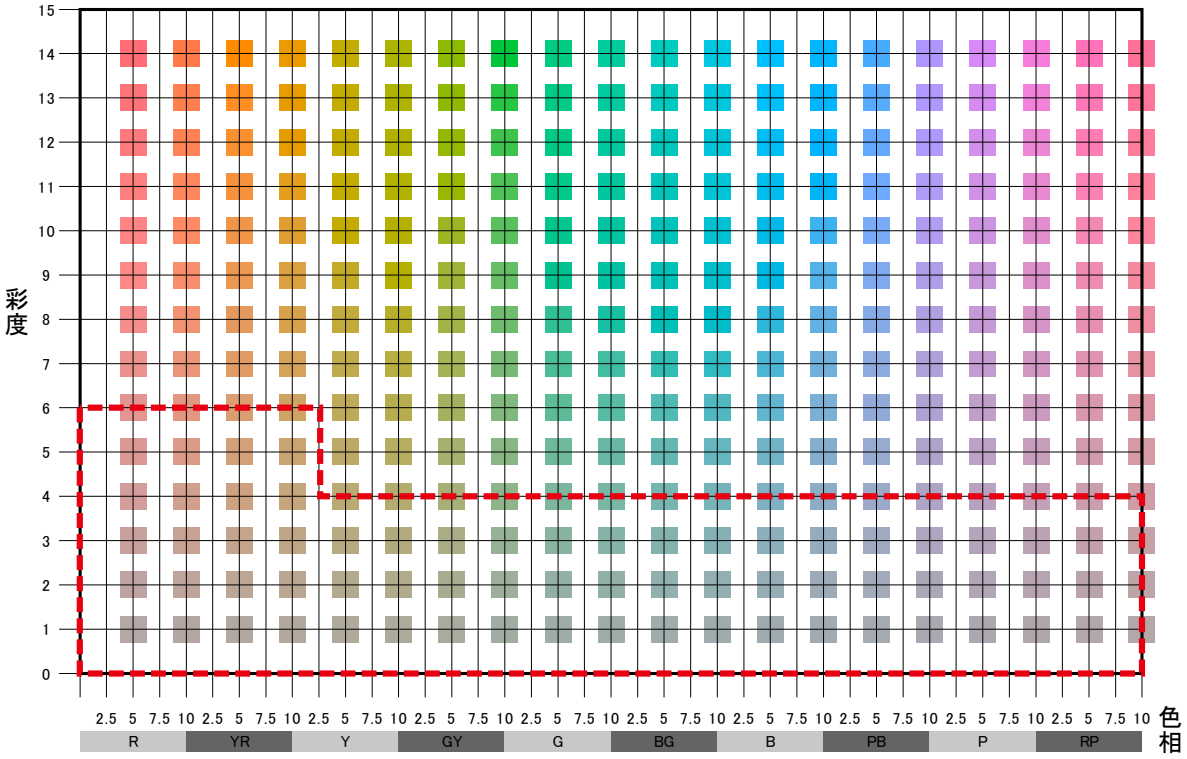

D　素材、E　緑化、F　その他

■全地域

・追加基準なし

（３）開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

Ａ　位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、土砂の流出のおそれが無いよう適切な措置を講じる必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域を結ぶ歩行者動線は、高野参詣道（黒河道）の世界遺産区域に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、歩行者動線からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。

歩行者動線沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域、歩行者動線からは、集落や背景となる良好な山並や良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が世界遺産区域、歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

五軒畑岩掛観音からの眺望景観

歩行者動線からの景観

Ｂ　緑化

■全地域

・追加基準なし

（４）土石の採取又は鉱物の掘採

Ａ　位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、行為が終了した場合は跡地の整理に関する計画に基づき速やかに復元等の措置を講じる必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域を結ぶ歩行者動線は、高野参詣道（黒河道）の世界遺産区域に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。

歩行者動線沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域、歩行者動線からは集落や背景となる良好な山並みや良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が世界遺産区域、歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

五軒畑岩掛観音からの眺望景観

歩行者動線からの景観

Ｂ　緑化

■全地域

・追加基準なし

（５）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

Ａ　位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、物件等の堆積を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにする必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m）

○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産区域を結ぶ歩行者動線は、高野参詣道（黒河道）の世界遺産区域に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。

歩行者動線沿道の景観

■その他の地域

○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

高野参詣道（黒河道）の眺望点及び歩行者動線沿道からは集落や背景となる良好な山並みや良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が世界遺産区域、歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。

五軒畑岩掛観音からの眺望景観

歩行者動線からの景観

Ｂ　方法、Ｃ　その他

■全地域

・追加基準なし

（６）水面の埋立て（バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）のみ）

Ａ　位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、水面の埋立て等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

第３章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

１　届出対象行為

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">規模</th></tr>
<tr><th>バッファ
ゾーン</th><th>歩行者動線沿道
（道路境界から50m）</th><th>その他の地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</td><td>全ての行為</td><td>高さ10m超
または
延べ面積500㎡超</td><td>高さ13m超
または
延べ面積1,000㎡超</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模替え又は色彩の変更</td><td>①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの
・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの
・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの
・太陽光発電施設</td><td>全ての行為</td><td>高さ10m超
または
築造面積500㎡超</td><td>高さ13m超
または
築造面積1,000㎡超</td></tr>
<tr><td>②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td><td>全ての行為</td><td>高さ10m超</td><td>高さ13m超</td></tr>
<tr><td>③その他の工作物</td><td>全ての行為</td><td>高さ10m超</td><td>高さ13m超</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</td><td>全ての行為</td><td>1,000㎡超</td><td>2,000㎡超</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</td><td>全ての行為</td><td>1,000㎡超</td><td>2,000㎡超</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>全ての行為</td><td>1,000㎡超</td><td>2,000㎡超</td></tr>
<tr><td colspan="2">水面の埋立て</td><td>全ての行為</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

2　行為の制限の基準

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（○は高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）
また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成 29 年 4 月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	歩行者動線沿道（境界から 50m）	その他の地域
共通事項		○高野参詣道（黒河道）の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。	○高野参詣道（黒河道）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	（周辺景観への配慮） ○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 （景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （沿道からの眺望への配慮） ○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。	（景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ○高野参詣道（黒河道）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 （その他） ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・意匠	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。	○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

<table>
<tr><th rowspan="2">対象行為</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">行為の制限の基準</th></tr>
<tr><th>バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）</th><th>歩行者動線沿道（境界から 50m）</th><th>その他の地域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
（続き）</td><td>色彩</td><td>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。
・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。
・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</td><td>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。
・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～2.5Y</td><td>6 以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>4 以下(無彩色含む)</td></tr>
</table></td><td>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。
・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</td></tr>
<tr><td>素材</td><td colspan="3">・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。
・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</td></tr>
<tr><td>緑化</td><td>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。
・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。
・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</td><td>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。
・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。
・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</td><td>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。
・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。
・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）</td><td rowspan="2">位置・規模</td><td rowspan="2">○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。
・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。
・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</td><td rowspan="2">○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。
・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</td><td>○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。
・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</td></tr>
<tr><td>緑化</td><td colspan="3">・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土石の採取又は鉱物の掘採</td><td>位置・規模</td><td>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td><td>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td><td>○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td></tr>
<tr><td>緑化</td><td colspan="3">・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>位置・規模</td><td>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td><td>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td><td>○高野参詣道（黒河道）の眺望点、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。
・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="3">・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</td></tr>
<tr><td>水面の埋立て</td><td>位置・規模</td><td>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

和歌山県景観ガイドライン

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

令和５年３月

発行・編集　和歌山県　県土整備部　都市住宅局　都市政策課
〒640-8585　和歌山市小松原通一丁目１番地
TEL　073-441-3228　　FAX　073-441-3232
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/